

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	職員課	整理番号	2-4
処分の種類	長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則に基づく年金受給権調査に関する書類の未提出による支給差止め			
根拠法令条例等・条項	長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年規則第24号)第44条			
処分の概要	受給権調査書類を提出しない場合、これを提出すべき月の次の支給期以降の給付について、その書類を提出した後において支給するように措置する。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則第44条に規定する「書類を提出しない場合」とは、第42条に規定する年金受給者が提出すべき書類を期限までに提出しないことをいう。			
基準の制定根拠	「恩給給与規則に基づく恩給受給権調査に関する申立書の未提出による支給差止め」に準ずる			